〇白井市環境基本条例
平成12年6月30日
条例第32号

目次
第1章　総則(第1条―第8条)
第2章　環境の保全に関する基本的施策等(第9条―第21条)
第3章　環境の保全の推進体制等(第22条・第23条)
第4章　環境審議会(第24条)
附則

第1章　総則

(目的)
第1条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)
第3条　環境の保全は、市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
2　環境の保全は、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続的に発展することができる社会が築き上げられるように行われなければならない。
3　環境の保全は、大気、水、土壌等が良好な状態に保持され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた環境を実現していくように行われなければならない。
4　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するための課題であることから、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)
第4条　市は、環境の保全に関して、地域の条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2　市は、環境の保全に関して、情報の提供その他の必要な措置を講ずることにより、市民意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)
第5条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
2　事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ自ら適正に調査、予測及び評価を行い、環境の保全に努めなければならない。
3　事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。
(1)　事業活動に係る製品その他の物が、廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように

製品の開発その他の必要な措置を講ずること。
(2)　事業活動に係る製品その他の物が、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資することとなるように製品の開発その他の必要な措置を講ずること。
(3)　事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
4　前3項に定めるもののほか、事業者は、事業活動に関して、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)
第6条　市民は、環境の保全に関心を持ち必要な知識を得ることにより、自ら環境の保全について理解を深めるように努めなければならない。
2　市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
3　前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(パートナーシップの形成等)
第7条　市、事業者及び市民は、健全で恵み豊かな環境の保全を推進するため、パートナーシップ(適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。)の形成に努めなければならない。
2　市、事業者及び市民は、前項に定めるパートナーシップに基づき行われる環境の保全に関する活動に参加し、及び協働するように努めなければならない。

(施策等の公表)
第8条　市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章　環境の保全に関する基本的施策等
(環境基本計画の策定)
第9条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。
2　環境基本計画は、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全のために必要な事項について定めるものとする。
3　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ白井市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4　市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)
第10条　市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

(規制の措置等)
第11条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。
(1)　大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
(2)　自然環境を保全することが特に必要な区域における行為であって、保護することが必要な野生生物、地形又は地質その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
2　前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。
3　前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)
第12条　市は、環境の保全を推進するため、事業者、市民及び他の地方公共団体と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)
第13条　市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。
2　市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することを目的とする施策が、適正な経済的負担を求める措置を必要と認めるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)
第14条　市は、排水処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備、公園その他の公共的施設の整備その他の環境の保全に関する事業を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)
第15条　市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。
2　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用に自ら努めるとともに、事業者及び市民においても利用が促進されるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
第16条　市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
2　市は、民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、適切な調整その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)
第17条　市は、民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の保全に関する情報の収集に努め、及び提供するものとする。

(調査の実施)
第18条　市は、環境の状況の把握その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施等)
第19条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

(苦情の処理)
第20条　市は、関係行政機関と協力して公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の適切な処理(公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づく公害紛争処理制度の適切な運用を含む。)に努めるものとする。
2　市は、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の相談に応ずるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)
第21条　市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。
2　事業者及び市民は、その日常活動及び事業活動が地球環境の保全に密接な関係にあることを認識し、市の施策に協力するとともに自ら地域における地球環境の保全に資する活動に努めるものとする。

第3章　環境の保全の推進体制等
(推進体制の整備)
第22条　市は、市の機関相互が連携し、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。
2　前項に定めるもののほか、市は、市が実施する環境の保全に関する事業を事業者及び市民の協力により効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(県及び他の市町村との協力)
第23条　市は、環境の保全を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章　環境審議会
(環境審議会)
第24条　環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、白井市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2　審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
(1)　環境の保全に関する基本的事項
(2)　環境の保全に関する施策の実施及び民間団体等の意見の措置の状況
(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関して必要と認められる事項
3　審議会は、環境の保全に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
4　審議会の会議は、原則として公開するものとする。
5　審議会は、委員15人以内をもって組織する。
6　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1)　環境問題に関し学識経験を有する者　5人以内
(2)　市内事業者　2人以内
(3)　市民　5人以内
(4)　市内団体の代表者　3人以内
7　委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
8　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(一部改正〔令和4年条例1号〕)

附則
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
(白井町環境審議会条例の廃止)
2　白井町環境審議会条例(平成6年条例第18号)は、廃止する。

附則(令和4年条例第1号)
(施行期日)
1　この条例は、令和4年8月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱又は任命される委員の任期について適用し、この条例の施行の際現に委員の職にある者の任期については、なお従前の例による。